

南風原町立南星中学校 「学校いじめ防止基本方針」

1 基本理念

いじめは「人間として絶対に許されない」という強い認識に立つ。

※沖縄県いじめ対応マニュアルを基本として「いじめ防止」に取り組む。

2 いじめの防止等のための組織

(1) 組織名

- ・いじめ対策推進法第22条に基づき、いじめの防止等の措置を実効的に行うことのできる「南星中いじめ防止対策委員会」（「生徒指導委員会」と併用）を設置する。

(2) 構成員

- ・校長、教頭、生徒指導主任、学年生徒指導係、養護教諭
（※場合により、教育相談担当、教務主任、学年主任、スクールカウンセラー、学校評議員も参加する）

(3) 運営

- ・毎週1回、定期的に開催する。（※いじめ事案の発生時は緊急開催とする）
- ・学年間のいじめに関する情報交換を行う。
- ・学校全体のいじめに関する防止・早期発見・措置等を協議する。
- ・いじめに関する職員研修会等を企画し、その実施と推進にあたる。

3 「いじめ防止」

(1) 教職員

- ・全教職員の共通理解のもと、南星中学校3共の精神（「共育」「共働」「共感」）を共同意識で進める。
- ・わかる授業づくりを進め、すべての生徒が参加・活動できる授業を工夫するとともに、道徳・特別活動を通して自他の人格・生命を尊重する心、集団の中で望ましい人間関係づくりの育成を行う。
- ・毎年5・6月にいじめ防止特設授業（3時間）を全学級で実施する。
- ・いじめ防止特設授業での内容を生徒会朝会にて各学級発表する。「いじめ撲滅宣言」
- ・毎月第1金曜日を「人権の日」として位置づけ、人権について考える機会を設ける。
- ・「人権の日」の週に「いじめ撲滅宣言の学校」縦断幕を掲揚し、生徒の意識向上につなげる。
- ・部活動、生徒会活動、学校行事、教育相談の充実を図り、生徒に「自己存在感」を与え、「共感的な人間関係」を育て、「自己決定」の場を設ける取組を行う。
- ・始業時の黙想、始業・終業時の姿勢（あいさつ、身なり等）、発表の仕方・聞く態度等の学習規律の徹底を図る。
- ・教職員の認識や言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。

(2) 生徒

- ・授業や学校行事の中ですべて生徒が活躍する場面をつくりだし、生徒自らが「絆づくり」を行い「自己有用感」を高める。
- ・生徒自信が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考えて行動できるようにする。
- ・生徒一人ひとりが、「いじめは人間として絶対許されない」「いじめなんて、くだらない」と言える学校風土・学級風土を作りだし、アンケートへの協力や悩みや不安があれば積極的に相談できるようにする。

(3) 保護者（地域）

- ・家庭・地域でのあいさつや声かけ、家の手伝いや地域行事等を通して、子ども（生徒）との関わりを大切にする。
- ・学校行事（スポーツフェスタ・ボランティアフェスタ等）や学校支援ボランティア事業等への積極的な参加を通して、保護者・地域が生徒と関わり合うことにより、いじめの未然防止や早期発見につなげる。

4 「早期発見」

(1) 教職員

- ・①生徒のささいな変化に気づくこと、②気づいた情報を確実に共有すること、③（情報に基づ

き)速やかに対応する。(教職員による発見)

※週一回の担任会、いじめ防止対策委員会(生徒指導委員会)で全職員が情報を共有する。

内容は、5W1H(いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように)に簡単にまとめ職員間でいつでも共有できるようにする。

- ・毎月の学校生活アンケートや教育相談週間、三者面談等で情報の収集と地域や関係機関との協働的な連携を図る。(本人の訴え、他からの情報提供)

また、アンケートは学校全体足並みをそろえて実施し、その内容は早急に把握し、気になる情報があれば即対応すること。その際、全職員体制で対応する場合もある。

※アンケート実施後の情報共有(担任→学年→生徒指導主任→管理職)

※生徒の声が教職員に届くよう、相談したいという信頼関係を日常的に築いておく。

(2) 生徒

- ・生徒がいじめに係る相談を行うことができるように教育相談体制の充実を図る。

また、スクールカウンセラーの活用や「24時間いじめ相談ダイヤル・ヤングテレホンコーナー」などを周知する。

(3) 保護者(地域)

- ・保護者(地域)は、生徒から相談を受けいじめの事実があると思われるとき(それらしき行為を見つけたとき)は、生徒が在籍する学校への相談あるいは通報等の適切な措置をとる。

5 「いじめに対する措置」

(1) 教職員

- ・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。(担任、学年職員)
※いじめを発見した場合は、その場でその行為を止める。

- ・いじめの事実が確認された場合は、すみやかに「組織」(学級担任、学年主任、生徒指導主任、学年生徒指導係、養護教諭、管理職等)で情報を共有し、指導・支援体制を組む。

その後、いじめをやめさせ、再発防止のため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言等の個別指導を継続的に行う。

※再発防止へのねらいを含めた学級・学年全体指導を行う。(被害者本人・保護者の了解)

- ・いじめを受けた生徒が安心して学校生活を送れるために必要があると認められる場合は、保護者と連携を取りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置をとる。

- ・いじめの内容によっては、南風原町教育委員会及び与那原警察署・児童相談所等と連携して対処する。

(2) 生徒

- ・いじめを受けた生徒には「絶対に守る」という学校の意志を伝え、心のケアと併せて登下校や休み時間、清掃時間等の安全確保を努める。

- ・いじめを行った生徒には、いじめの非を気づかせ、被害者への謝罪の気持ちを醸成させるとともに、不満やストレスがあっても二度といじめに向かわせない力を育む。

- ・傍観者となった生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。

(3) 保護者(地域)

- ・いじめを受けた生徒の保護者

家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を伝え、対応策について十分に説明し、了承を得る等、保護者との連携を図る。また、判明した情報は適時提供する。

- ・いじめを行った生徒の保護者

事実関係を聴取したら迅速に保護者に連絡し、生徒が二度といじめを繰り返さぬよう学校と保護者が連携し、指導・助言を適切に行う。

6 重大事態への対処

(1) 学校による調査組織の設置

- ・いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき(生徒が自殺を企図した場合等)

- ・いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき(年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場面等)

- ・生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

※上記の内容が起こった場合、南風原町教育委員会に重大事態の発生を報告し、調査組織を設置する。

(2) 重大事態の発生と対応（フロー図）・南風原町教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

学校を調査主体とした場合

南風原町教育委員会の指導・助言のもと、以下のような対応にあたる。

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「南星中いじめ防止対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきでなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかり向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

● いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を南風原町教育委員会に報告（※南風原町教育委員会から町長に報告）

- ※ いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は、いじめを受けた生徒又は保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

南風原町教育委員会を調査主体となる場合

● 南風原町教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

7 年間計画及び評価

(1) 年間計画

	4月	5月	6月	7月	8月
職員	----- 事案発生時、緊急対応会議の開催 ----->				
	「学校いじめ基本方針」共通確認 担任会、いじめ防止対策委員会	担任会、いじめ防止対策委員会での情報共有 (週一回実施)	担任会、いじめ防止対策委員会での情報共有 (週一回実施)	担任会、いじめ防止対策委員会での情報共有 (週一回実施)	校内研修(いじめ・人権)
防止対策	人権の日 学級・学年づくり、人間関係づくり いじめ防止特設授業の実施	人権の日	人権の日	人権の日 ネットモラル講演会	
早期発見	学校生活アンケートの実施 家庭訪問強化週間	学校生活アンケートの実施 家庭訪問	教育相談週間 学校生活アンケートの実施	学校生活アンケートの実施 三者面談	学校生活アンケートの実施

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員	----- 事案発生時、緊急対応会議の開催 ----->						
	担任会、いじめ防止対策委員会での情報共有 (週一回実施)	担任会、いじめ防止対策委員会での情報共有 (週一回実施)	担任会、いじめ防止対策委員会での情報共有 (週一回実施)	担任会、いじめ防止対策委員会での情報共有 (週一回実施)	担任会、いじめ防止対策委員会での情報共有 (週一回実施)	担任会、いじめ防止対策委員会での情報共有 (週一回実施)	担任会、いじめ防止対策委員会での情報共有 (週一回実施)
防止対策	人権の日 安全学習支援授業(サイバー犯罪防止)	人権の日 学級・学年づくり、人間関係づくり いじめ防止特設授業の実施	人権の日	人権の日	人権の日	人権の日	人権の日
早期発見	学校生活アンケートの実施 教育相談週間 家庭訪問強化週間	学校生活アンケートの実施	学校生活アンケートの実施	三者面談 学校生活アンケートの実施	学校生活アンケートの実施 家庭訪問強化週間 教育相談週間	学校生活アンケートの実施	学校生活アンケートの実施

(2) 評価

- ・本校のいじめ防止基本方針が的確に運用され、全生徒が充実した学校生活を送ることができているかを客観的に確認するため、学校評価に評価項目(いじめの未然防止や早期発見に関する取組等)を設定し、PDCAサイクルに基づいて、検証・分析を加えながら改善を行う。

8 P T A 及び関係機関等との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは与那原警察署と連携して対処し、生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じるおそれがあるときは直ちに与那原警察署に通報し、適切な援助を求める。

学校いじめ基本方針について保護者や地域の理解を得ることで、家庭や地域に対していじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信等を通じて家庭との緊密な連携協力を図る。その他に、P T A や関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設けたり、学校評議委員会を活用するなど、学校と家庭・地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

9 学校ホームページ等での公開について

ホームページ及び学校説明会で方針の周知を図る。また、定期的に学校だよりを発行して保護者・地域の協力を得る。

本校の目指す幼児児童生徒像

校訓「自立・共生」

教育目標「よく学ぶ生徒 心豊かな生徒 たくましい生徒の育成」